

令和6年6月1日

法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書の提出について（お知らせ）

瀬戸内市総務部契約管財課

建設工事における社会保険未加入対策の取組みの一環として、公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）が改正され、公共工事の発注者等が講ずべき具体的な措置について定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、発注者は、標準約款に沿った契約約款に基づき、受注者から提出された請負代金内訳書において、法定福利費に相当する額が適正に計上されていることを確認するよう努めることが規定されています。

本市においても、工事請負契約書を改正し、以下のとおり法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書を新たに提出していただくこととしますので、お知らせします。

記

1 提出時期・提出先

契約締結後、14日以内に契約管財課に提出してください。（メール可）

※ **契約時提出書類**（現場代理人等の指名通知書ほか）と**同時に**提出いただいても構いません。

提出先メールアドレス：keiyaku_tantou@city.setouchi.lg.jp

2 対象工事

令和6年6月1日以降に公告等する工事

3 その他

作成にあたっては、別添の参考様式のほか国土交通省ホームページ「建設業における社会保険加入対策について」もご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html